

令和6年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金 交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する令和6年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 支援金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

支援金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
令和6年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金	原油価格・物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所等に対し、光熱費、車両燃料費及び食材料費の高騰分を支援することにより負担軽減を図り、もって安定的なサービスの提供を行うことを目的とする。	令和7（2025）年3月31日までに栃木県内で指定を受けた別表1、別表2及び別表3に掲げるサービス種別の事業所等の光熱費、車両燃料費及び食材料費の高騰分の支援	別表1、別表2及び別表3に掲げるサービス種別と指定を受けた時期に応じて、費用ごとに定められた交付額を交付する。	別表1,別表2及び別表3に掲げるサービス種別の事業を行う者（以下「事業者」という。）

(交付の申請等)

第3条 支援金の交付を受けようとする者が規則第4条、第13条及び第18条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和6年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）	規則の別記様式第1	1	申請事業所等一覧表	別紙様式	1	別に知事が定める日

(交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 当該支援金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等（市町が交付するものを含む。）の交付を受けてはならない。
- (3) 申請は、事業者が1回に限り行えるものとする。なお、別表1、別表2及び別表3に掲げるサービス種別の事業を複数行う場合は、一括して申請する。
- (4) 交付額は、指定を受けた事業所ごとに算定する。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（本支援金の交付対象となる電気代等の請求書、領収書、申請車両の自動車検査証の写し等を含む。）を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年3月7日から適用する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限りでその効力を失う。

別表 1

費用の別		光熱費	
類型	サービス種別	指定を受けた時期	
		令和6（2024）年9月30日までに 指定を受けた事業所	令和6（2024）年10月1日から 令和7（2025）年3月31日までの間に 新たに指定を受けた事業所
		交付額	
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援	1事業所につき33,000円	1事業所につき20,000円
	自立生活援助		
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
通所系	療養介護	1事業所につき67,000円	1事業所につき41,000円
	生活介護		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援A型		
	就労継続支援B型		
	就労定着支援		
	児童発達支援センター		
	児童発達支援		
放課後等デイサービス			
施設・居 住系	共同生活援助	定員1人につき10,000円	定員1人につき6,000円
	短期入所		
	宿泊型自立訓練		
	施設入所支援		
	福祉型障害児入所支援		
医療型障害児入所支援			
相談系	一般相談支援	1事業所につき33,000円	1事業所につき20,000円
	特定相談支援		
	障害児相談支援		

別表 2

費用の別		車両燃料費	
類型	サービス種別	指定を受けた時期	
		令和 6（2024）年 9 月 30 日までに 指定を受けた事業所	令和 6（2024）年 10 月 1 日から 令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に 新たに指定を受けた事業所
		交付額	
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援	1 台につき 7,000 円 (1 事業所 3 台まで)	1 台につき 4,000 円 (1 事業所 3 台まで)
	自立生活援助		
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
通所系	療養介護	1 台につき 11,000 円 (1 事業所 4 台まで)	1 台につき 6,000 円 (1 事業所 4 台まで)
	生活介護		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援 A 型		
	就労継続支援 B 型		
	就労定着支援		
	児童発達支援センター		
	児童発達支援		
放課後等デイサービス			
相談系	一般相談支援	1 事業所につき 7,000 円	1 事業所につき 4,000 円
	特定相談支援		
	障害児相談支援		

別表 3

費用の別		食材料費	
類型	サービス種別	指定を受けた時期	
		令和 6（2024）年 9 月 30 日までに 指定を受けた事業所	令和 6（2024）年 10 月 1 日から 令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に 新たに指定を受けた事業所
		交付額	
通所系	療養介護	定員 1 人につき 2,600 円	定員 1 人につき 1,900 円
	生活介護		
	自立訓練（機能訓練）		
	自立訓練（生活訓練）		
	就労移行支援		
	就労継続支援 A 型		
	就労継続支援 B 型		
	就労定着支援		
	児童発達支援センター		
	児童発達支援		
放課後等デイサービス			
施設・居 住系	共同生活援助	定員 1 人につき 7,600 円	定員 1 人につき 5,500 円
	短期入所		
	宿泊型自立訓練		
	施設入所支援		
	福祉型障害児入所支援		
医療型障害児入所支援			